

## 公立病院改革プランの概要

団 体 名		京都市					
プ ラ ン の 名 称		京都市病院事業改革プラン(京都市立京北病院)					
策 定 日		平成 21年 3月 31日					
対 象 期 間		平成 21年度 ~ 平成 23年度					
病院の現状	病 院 名	京都市立京北病院 (黒田診療所, 宇津診療所, 細野診療所及び山国診療所含む)					
	所 在 地	京都市右京区京北下中町烏谷3番地					
	病 床 数	一般病床41床 療養病床26床(医療保険適用9床, 介護保険適用12床)					
	診 療 科 目	内科・外科・整形外科・小児科・眼科・泌尿器科・婦人科					
公立病院として今後果たすべき役割(概要) (注)詳細は別紙添付		<p>京都市立京北病院は、京都市の約4分の1に相当する広大な面積を有しながら、地域内に集落が散在するなど、医療機関へのアクセスが悪い京北地域における、唯一の中核的な医療機関であり、地域住民の生命と健康を守る上で必要不可欠な施設であるほか、今後における同地域の地域振興を考えていく上でも、必須の社会資源である。</p> <p>このため、京都市立京北病院は、京都市立病院との経営の統合・一本化に取り組み、平成23年度から地方独立行政法人へ移行することを前提として、同地域において必要とされる診療体制の確保に努め、引き続き政策医療(へき地医療、一次救急)の役割を担うとともに、地域の疾病構造に対応した身近なかかりつけ医として、地域で保健・医療・福祉サービスを提供する様々な社会資源との連携を図りつつ、地域住民の健康を支えていく。</p>					
一般会計における経費負担の考え方(繰出基準の概要) (注)詳細は別紙添付		<p>一次救急等の政策医療については、効率的な運営に努めてもおお性質上不採算とならざるを得ない収支不足部分を補填するために所要の措置を講じていく。具体的な積算については、総務省繰出基準による繰出しは従前どおり確実に行うとともに、極めて厳しい本市の財政状況を踏まえ、平成21年度から当該基準外の繰出しは原則として廃止する。また、病院事業全体の収支状況に応じて、事後的に繰出額を変動させるのではなく、中期的な資金計画に沿って計画的に繰出しを行うこととする。</p> <p>※平成23年度からの地方独立行政法人移行後における運営交付金については、原則として法人設立前の一般会計における経費負担の基準により、算定することを基本とする。</p>					
経営効率化に係る計画	財務に係る数値目標(主なもの)	19年度実績	20年度	21年度	22年度	23年度	備考
	経常収支比率	82.8	88.5	94.3	99.4	100.3	%
	職員給与費比率	65.6	67.7	67.8	65.0	64.8	%
	病床利用率(一般病床)	58.7	67.0	85.0	87.0	87.0	%
	病床利用率(療養病床)	74.5	77.9	88.8	88.8	90.0	%
	1日当たり患者数(本院外来)	150	137	165	174	183	人
	診療報酬単価(一般病床)	24,467	25,374	25,504	25,504	25,504	円/人
	診療報酬単価(療養病床)	14,280	16,245	17,983	17,983	17,966	円/人
	診療報酬単価(本院外来)	8,880	6,581	5,074	5,074	5,074	円/人
	収益的収入	913	840	941	960	975	百万円
	収益的支出	1,102	949	998	966	972	百万円
	累積収支	△ 358	△ 467	△ 524	△ 531	△ 528	百万円
上記目標数値設定の考え方		任意項目としては、医療提供の内容を反映し、患者単価に直接結びつく項目等を選択した。 (経常黒字化の目標年度:23年度)					

				団体名 (病院名)	京都市 (京都市立京北病院)		
公立病院としての医療機能に係る 数値目標(主なもの)	19年度実績	20年度	21年度	22年度	23年度	備考	
	年延べ入院患者数	15,591	17,386	21,153	21,452	21,619 人	
	年延べ外来患者数(本院)	36,764	33,388	39,930	42,282	44,835 人	
	年延べ救急患者数	2,261	2,261	2,261	2,261	2,261 人	
経営効率化に係る計画	数値目標達成に向けての具体的な取組及び実施時期	民間的経営手法の導入	○平成23年度から非公務員型の地方独立行政法人へ移行することにより、その特徴を生かして、これまでの手法にとられない、機敏で柔軟性のある運営を行い、効率的な経営を目指す。				
		事業規模・形態の見直し	○入院・外来機能等については、中期的には、現状を基本としつつ、地域の医療ニーズに見合った機能の確保に努めるが、今後2年間の稼働状況の推移等により、一定の再編・集約化にも取り組む。 なお、診療体制の再編・集約化に当たっては、事業規模等に見合った適正なものとなるよう、必要な職員配置の見直しを検討する。				
		経費削減・抑制対策	○給食や診療報酬請求等の業務について、引き続き民間委託を行うとともに、平成20年11月から実施している、京都市立病院との間での薬品の共同購入等により、経費の削減・抑制を図る。 ○平成20年度に引き続き、平成21年度も高金利企業債の繰上償還により、利子負担の軽減を図る。				
		収入増加・確保対策	○常勤医体制(常勤的に勤務できる非常勤医師を含む。)の充実等に努めることにより、より多くの患者の受入れを目指すとともに、京都市立病院との連携強化を図る中で、手術件数の増加等に努める。 ○的確なベッドコントロールによる病床利用率の向上を図るとともに、診療報酬等に関する院内研修等を実施し、知識の向上等に努める。				
	その他	○平成20年度内に情報システムを整備し、診療科別収支分析等の経営分析手法を取り入れた進行管理を行うことにより、数値目標の確実な達成を目指すとともに、各事業部門の責任者からなる院内組織を編成し、病院長の指示が徹底されるシステムを構築する。 ○「健全な財政が良質な医療を支える」という認識のもと、京都市立京北病院の経営計画を職員全員でしっかりと共有するとともに、職員一人ひとりが、医療サービスの提供を通じて地域を支えていくという強い使命感と危機意識を持って、病院経営の改革に取り組む。 ○地域組織等の協力も得る中で、タイムリーな周知・広報に努めるとともに、健康増進セミナーの開催等、地域と連携した事業を実施し、積極的に地域の中への浸透に努める。					
各年度の収支計画		別紙のとおり					
その他の特記事項	病床利用率の状況	17年度	74.6%	18年度	68.9%	19年度	63.7%
	病床利用率の状況を踏まえた病床数等の抜本見直し、施設の増改築計画の状況等	○当初は、一般病床46床・療養病床21床であったが、一般病床の病床利用率が低下してきたため、病床区分の見直しを行い、平成20年6月から、一般病床41床・療養病床26床に変更した。 ○計画期間中における施設の増改築計画はない。					

団体名 (病院名)	京都市 (京都市立京北病院)
--------------	-------------------

再編・ネットワーク化に係る計画	二次医療圏内の公立病院等配置の現況	京都・乙訓医療圏の自治体立病院は、京都市立京北病院及び京都市立病院のみ。ただし、府立医科大学附属病院及び京都市が一般行政目的で設置・運営する専門病院等を除く。			
	都道府県医療計画等における今後の方向性	京都・乙訓医療圏に関しては、特に方向性は示されていない。しかし、京都市立京北病院は、京北町国民健康保険京北病院が、平成17年度の市町村合併により、京都市の所管になったものであり、このたびの地方独立行政法人への移行を前提とする、京都市立病院との経営の統合・一本化への取組は、同じ設置者間の下ではあるが、再編・ネットワーク化の趣旨にも適ったものと考えられる。			
	再編・ネットワーク化計画の概要及び当該病院における対応計画の概要 (注) 1 詳細は別紙添付 2 具体的な計画が未定の場合は、①検討・協議の方向性、②検討・協議体制、③検討・協議のスケジュール、結論を取りまとめる時期を明記すること。	<時期> 予定なし	<内容>		
経営形態見直しに係る計画	経営形態の現況 (該当箇所に <input checked="" type="checkbox"/> を記入)	<input checked="" type="checkbox"/> 公営企業法財務適用	<input type="checkbox"/> 公営企業法全部適用	<input type="checkbox"/> 地方独立行政法人	
	経営形態の見直し(検討)の方向性 (該当箇所に <input checked="" type="checkbox"/> を記入、検討中の場合は複数可)	<input type="checkbox"/> 公営企業法全部適用	<input checked="" type="checkbox"/> 地方独立行政法人	<input type="checkbox"/> 指定管理者制度	
	経営形態見直し計画の概要 (注) 1 詳細は別紙添付 2 具体的な計画が未定の場合は、①検討・協議の方向性、②検討・協議体制、③検討・協議のスケジュール、結論を取りまとめる時期を明記すること。	<input type="checkbox"/> 指定管理者制度	<input type="checkbox"/> 一部事務組合・広域連合	<input type="checkbox"/> 民間譲渡	<input type="checkbox"/> 診療所化
点検・評価・公表等	点検・評価・公表等の体制 (委員会等を設置する場合その概要)	○現行の経営形態(～平成22年度)においては、京都市医療施設審議会(既存)において、毎年度の決算と併せて、プランの取組状況の点検・評価を行い、その結果を公表する。 ○地方独立行政法人への移行後(平成23年度～)においては、地方独立行政法人法の規定に基づいて、本市に設置する地方独立行政法人評価委員会において、業務実績評価と併せて、プランの取組状況の点検・評価を行い、その結果を公表する。			
点検・評価・公表等	点検・評価の時期(毎年〇月頃等)	毎年8～9月頃			
その他特記事項					

(別紙)

団体名 (病院名)	京都市 (京都市立京北病院)
--------------	-------------------

## 1. 収支計画 (収益的収支)

(単位:百万円、%)

区分		年度						
		18年度(実績)	19年度(実績)	20年度(見込)	21年度	22年度	23年度	
収	1. 医 業 収 益 a	914	876	811	904	923	938	
	(1) 料 金 収 入	763	724	653	752	771	786	
	(2) そ の 他	151	153	158	152	152	152	
	うち他会計負担金	141	141	141	141	141	141	
	2. 医 業 外 収 益	37	36	29	37	37	37	
	(1) 他会計負担金・補助金	25	25	25	25	25	25	
	(2) 国 ( 県 ) 補 助 金	4	4	4	4	4	4	
	(3) そ の 他	7	7	0	8	8	8	
	経 常 収 益 (A)	951	913	840	941	960	975	
	入	1. 医 業 費 用 b	1,016	1,054	918	968	938	975
(1) 職 員 給 与 費 c		512	575	549	613	599	608	
(2) 材 料 費		255	225	118	87	91	96	
(3) 経 費		189	186	185	198	200	200	
(4) 減 価 償 却 費		59	66	64	67	45	38	
(5) そ の 他		1	3	2	3	3	3	
2. 医 業 外 費 用		60	48	31	30	28	27	
(1) 支 払 利 息		25	23	21	17	15	14	
(2) そ の 他		35	25	10	13	14	13	
経 常 費 用 (B)		1,076	1,102	949	998	966	972	
支	経 常 損 益 (A)-(B) (C)	△ 125	△ 189	△ 109	△ 57	△ 6	3	
	1. 特 別 利 益 (D)	0	0	0	0	0	0	
	2. 特 別 損 失 (E)	0	44	0	0	0	0	
	特 別 損 益 (D)-(E) (F)	0	△ 44	0	0	0	0	
	純 損 益 (C)+(F)	△ 125	△ 234	△ 109	△ 57	△ 6	3	
	累 積 欠 損 金 (G)	△ 125	△ 358	△ 467	△ 524	△ 531	△ 528	
	不 良 債 務	流 動 資 産 (ア)	321	276	276	276	276	276
		流 動 負 債 (イ)	93	221	121	121	121	121
		うち一時借入金	0	100	0	0	0	0
		翌年度繰越財源(ウ)	228	55	155	155	155	155
当年度同意等債で未借入 又は未発行の額 (エ)		0	0	0	0	0	0	
不良債務 差引 [(イ)-(エ)] - [(ア)-(ウ)] (オ)	0	0	0	0	0	0		
単 年 度 資 金 不 足 額 (※)	0	0	0	0	0	0		
経 常 収 支 比 率 $\frac{(A)}{(B)} \times 100$	88.3	82.8	88.5	94.3	99.4	100.3		
不 良 債 務 比 率 $\frac{(オ)}{a} \times 100$	0	0	0	0	0	0		
医 業 収 支 比 率 $\frac{a}{b} \times 100$	90.0	83.1	88.3	93.4	98.4	96.2		
職 員 給 与 費 対 医 業 収 益 比 率 $\frac{(c)}{(a)} \times 100$	56.0	65.6	67.7	67.8	65	64.8		
地方財政法施行令第19条第1項 により算定した資金の不足額 (H)	0	0	0	0	0	0		
地方財政法上の資金不足の割合 $\frac{(H)}{a} \times 100$	0	0	0	0	0	0		
地方公共団体の財政の健全化に関する法律上の 資金不足比率	0	0	0	0	0	0		
病 床 利 用 率	68.9	63.7	71.1	86.5	87.7	88.2		

(※)N年度における単年度資金不足額については、次の算式により算出すること。

○「N年度 単年度資金不足額」= (「N年度の不良債務額」-「N-1年度の不良債務額」)

・不良債務額が負の数となる場合(不良債務が発生しない場合)においても負の数で上記単年度資金不足額を算出すること  
例)「22年度単年度資金不足額▲30百万円」= (「22年度不良債務額▲20百万円」-「21年度不良債務額10百万円」)

団体名 (病院名)	京都市 (京都市立京北病院)
--------------	-------------------

## 2. 収支計画(資本的収支)

(単位:百万円、%)

年度		年度						
		18年度(実績)	19年度(実績)	20年度(見込)	21年度	22年度	23年度	
収 入	1. 企業債	0	0	0	0	0	0	
	2. 他会計出資金	0	0	0	0	0	0	
	3. 他会計負担金	0	0	0	0	0	0	
	4. 他会計借入金	0	0	0	0	0	0	
	5. 他会計補助金	0	0	0	0	0	0	
	6. 国(県)補助金	0	0	0	0	0	0	
	7. その他	0	0	0	0	0	0	
	収入計(a)	0	0	0	0	0	0	
	うち翌年度へ繰り越される 支出の財源充当額(b)	0	0	0	0	0	0	
	前年度許可債で当年度借入分(c)	0	0	0	0	0	0	
	純計(a)-(b)+(c)(A)	0	0	0	0	0	0	
	支 出	1. 建設改良費	11	12	12	12	12	12
		2. 企業債償還金	41	39	41	44	46	25
		3. 他会計長期借入金返還金	0	0	0	0	0	0
4. その他		0	0	0	0	0	0	
支出計(B)		52	51	53	56	58	37	
差引不足額(B)-(A)(C)		52	51	53	56	58	37	
補 て ん 財 源	1. 損益勘定留保資金	52	51	53	56	58	37	
	2. 利益剰余金処分額	0	0	0	0	0	0	
	3. 繰越工事資金	0	0	0	0	0	0	
	4. その他	0	0	0	0	0	0	
	計(D)	52	51	53	56	58	37	
補てん財源不足額(C)-(D)(E)		0	0	0	0	0	0	
当年度同意等債で未借入 又は未発行の額(F)		0	0	0	0	0	0	
実質財源不足額(E)-(F)		0	0	0	0	0	0	

- 複数の病院を有する事業にあつては、合計表のほか、別途、病院ごとの計画を作成すること。
- 金額の単位は適宜変更することも可能。(例)千円単位。

## 3. 一般会計等からの繰入金の見通し

(単位:千円)

	18年度(実績)	19年度(実績)	20年度(見込)	21年度	22年度	23年度
収 益 的 収 支	( 41,058 )	( 37,629 )	( 38,000 )	( 38,000 )	( 38,000 )	( 38,000 )
	165,542	165,801	166,000	166,000	166,000	166,000
資 本 的 収 支	( 0 )	( 0 )	( 0 )	( 0 )	( 0 )	( 0 )
	0	0	0	0	0	0
合 計	( 41,058 )	( 37,629 )	( 38,000 )	( 38,000 )	( 38,000 )	( 38,000 )
	165,542	165,801	166,000	166,000	166,000	166,000

(注)

- ( )内はうち基準外繰入金額を記入すること。
- 「基準外繰入金」とは、「地方公営企業繰出金について」(総務省自治財政局長通知)に基づき他会計から公営企業会計へ繰り入れられる繰入金以外の繰入金をいうものであること。